

平成29年上里町教育委員会第7回定例会会議録

上里町教育委員会

平成29年第7回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成29年7月27日（木）午後1時30分

場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第36号 平成30年度から使用する小学校教科用図書「特別な教科道德」の採択について
- (2) 議案第37号 平成29年度要保護準要保護児童・生徒の認定について
- (3) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日（ ）時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 2 9 年 第 7 回 上 里 町 教 育 委 員 会 会 議 録

招集月日		平成２９年７月２７日（木）			招集場所		上里町役場教育委員会室				
会議日程		開 会		午後１時３０分		閉 会		午後２時０５分			
招集者及び宣告者			教育長 下山 彰夫			議 長		教育長 下山 彰夫			
委員出席状況	教 育 委 員			説 明 の た め に	出 席 し た 職 員	学校教育課長		高橋 淳			
	教 育 長		○ 下 山 彰 夫			学校教育指導室長		加藤 修			
	委 員		○ 安 藤 寛 和			学校教育課教育庶務係長		山田真奈美			
	委 員		○ 川 浦 計 男			学校教育指導主事		新津 善彦			
	委 員		○ 清 昌 道			生涯学習課生涯学習係長		岩田 昭			
	委 員		○ 島 崎 勝			郷土資料館長		丸山 修			
	※出席者○印・欠席者×印										
会議進行状況	１．教育長より挨拶			< 開 会 >							
	開会宣言										
	２．前回会議録の承認			前回会議録の確認をお願い致します。質疑等ございましたらご発言願います。							
	教育長										
	委員			<特になし>							
	教育長			では、前回の議事録について、ご承認頂けたものといたします。							
				今回の議事録署名人については、川浦委員をお願い致します。							
	３.議事			それでは議事に入りたいと思います。本日の議題は２件です。始めに、議案第３６号でございます。事務局から説明をお願いします。							
	学校教育指導室長			議案第３６号でございます。平成３０年度から使用します、小学校教科用図書、特別な教科、道徳の採択についてでございます。							
				７月１１日に行われました、第１５採択地区教科用図書採択協議会での協議結果に基づき、下記のとおり決定したいので、提案いたします。							
				１採択教科用図書、種目、道徳、発行会社、日本文教出版株式会社。							
				このように、提案いたします。提案理由に関しまして申し上げます。							
				各社とも、学習指導要領の目的や内容に基づいた内容になっておりましたが、その中でも、「日本文教出版」につきましては、「心のベンチ」							
				で、人間関係づくりやソーシャルスキルなどの体験活動を通して、自分の考えを広げたり、道徳的価値観をより深く理解したりする工夫が							

会 議 進 行 状 況	島崎委員	私も拝見した中で、日本文教出版は上位に入っていました。
		15採択地区とはどこの地区の事ですか。
	教育長	15採択地区と申しますのは、本庄・上里・神川・美里の旧児玉
		郡市で、一つの採択地区となっています。その地区で採択する教科
		書を選定し、その結果・意見等を各々の教育委員会において吟味し
		正式に決定するものです。各学校で使用する教科書は各教育委員会
		が採択する決まりになっています。小さい自治体では、調査・研究
		が困難なことがあり、ある程度の規模の自治体でグループを作り
		意見をまとめることとなり、上里町が属するのが第15採択地区と
		呼ばれる地区となります。
		他にご意見等ございますか。
		ご意見が無ければ、採決に入りたいと思います。
		ご提案させて頂きましたとおり、上里町教育委員会として、日本
		文教出版社発行の道徳の教科書を採択するという事にご異議ござ
		いませんか。
	委員	<異議なし>
	教育長	道徳教科書採択に関しましては、日本文教出版に全員一致で同意
		を頂きました。事務局は今後の手続きをよろしくお願いします。
		続いて議案第37号につきまして、事務局説明願います。
	学校教育庶務係長	議案第37号平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の不認
		定についてご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定
		し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。
		概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要ござい
		ますが、平成29年6月16日から平成29年7月15日までに申
		請のあった申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就
		学援助実施要項第5条に基づき認定を行うものであります。続きま
		して認定内容でございますが、認定区分が準要保護の新規1件1名
		でございます。申請理由は、職業不安定を理由とした準要保護の新
		規申請であります。
		< 資料に基づき説明 >

